

Q1 インボイス=「適格請求書」とは?

A 登録番号など6項目を記載する法的義務が生じる

インボイス(適格請求書)のイメージは図1のとおりです。6項目を記載しなければなりません(消費税法57条の4第1項1号~6号)。

インボイスは取引先から「発行してほしい」と言われれば、発行しなければならず、法的義務が生じます(消費税法57条の4第1項)。

- ①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

図1 インボイス(適格請求書)

請求書		△△商事(株) 登録番号 T012345...	
(株)〇〇御中		××年11月30日	
11月分 131,200円			
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円

* 軽減税率対象

Q2 インボイスのやり取りはいつから?

A 2023年10月1日から

インボイスの受け付けは今年10月1日から始まり、原則として23年3月31日までに登録申請をすることになっています。登録申請のスケジュールは、図2のとおりです。

免税事業者からの仕入税額控除には経過措置(図3)がありますが、免税事業者と取引している課税事業者は全額控除できるように、「一日も早く課税事業者になれる」と圧力をかけるでしょう。

国税庁は、フリーランスをはじめ個人事業主の約75%を占め、法人を含めると約424万人に上る免税事業者のうち、370万人超が課税事業者になり、インボイス制度を適用すると見込んでいます。

業種も、個人タクシーや演劇・映画・出版関連・イラストレーター、音楽・英語教室、生命・損害保険代理店、建設(一人親方)など多岐にわたります。

図2 登録申請のスケジュール

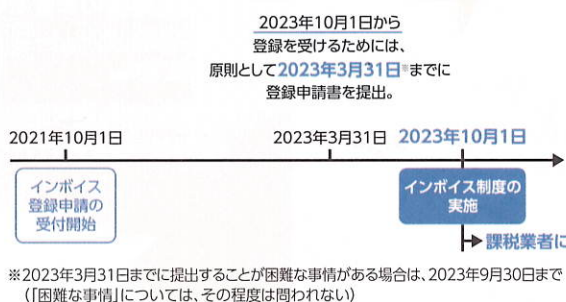
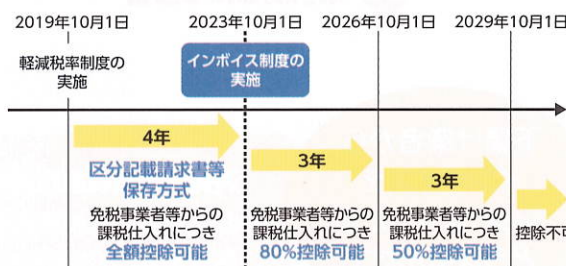


図3 仕入税額控除の経過措置



Q3 「登録番号」を申請するとどうなる?

A 税務署が審査して番号を付ける

登録申請書を税務署に提出すると、税務署が審査をした上で、番号が付けられます。

法人の場合、現在の法人番号(13桁)の前にアルファベットのTを付けたものが登録番号です。個

人事業者の場合は、新しく13桁の番号が付けられます。

全国の登録事業者名と登録番号は国税庁のホームページで公表されます。

Q4 登録番号は誰でも、もらえるの?

A 課税事業者になることが必要

登録番号付きのインボイスの発行義務があるのは、課税事業者だけです。免税事業者は登録番号をもらえませんが、課税事業者の登録申請をすれば、番号をもらえます。

もし、適当な番号を付けた「ニセインボイス」を発行した場合、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となっています(消費税法57条の5、65条4号)。

Q5 インボイスがないとどうなるの?

A 仕入れに含まれる消費税が引けなくなり負担が増える

消費税納税の重要な仕組みは、仕入れ等に含まれているとみなされる消費税分を差し引いて計算する「仕入税額控除方式」です。

政府は、2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の要件として、登録番号が記載されたインボイスがなければ控除を認めないことにしました(図4)。

ですから、親会社など取引先から「今の請求書や領収書では仕入税額控除ができないので、インボイスを持ってこい」と言われます。つまり、取引先に課税事業者がいる場合は「番号をもらう必要がある」わけです。

反対に取引先に課税事業者が全くいない場合や消費者だけと取引する人は、課税事業者であっても、番号をもらう必要はありません。

不特定多数の人に販売する飲食店や小売店は、相手の氏名や名称が省略できる「簡易インボイス」を発

行します(図5)。インボイス発行不要の例外規定もあります。

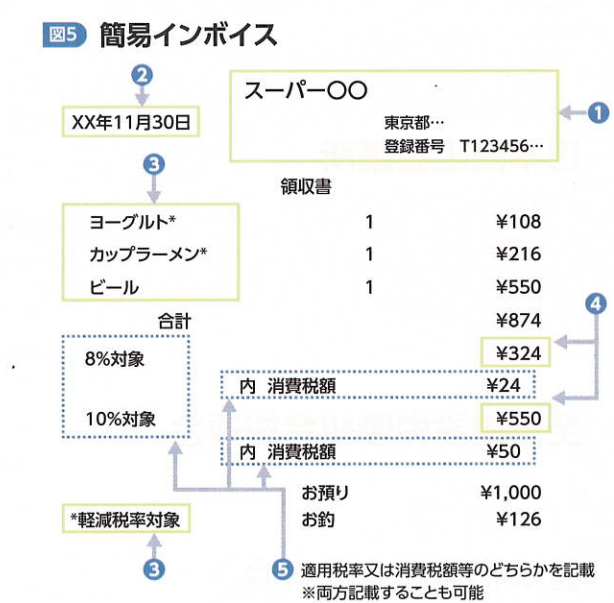


図4 インボイスを発行する課税業者との取引では...

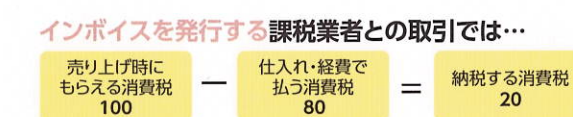
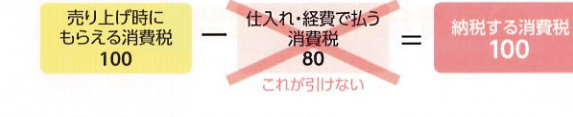


図5 インボイスを発行できない免税業者との取引では...



Q6 インボイス制度を実施する狙いは?

A 免税業者を淘汰し、課税を強化するため

税率が高いヨーロッパ諸国などで実施している付加価値税の控除方式は「インボイス方式」と呼ばれるもので、税務署から付与された付加価値税番号を記載した請求書・領収書によって、仕入税額控除を行う仕組みです。

フランスの免税水準は約1000万円、ドイツは600万円、イギリスは1200万円です。

フランスとイギリスの標準税率は20%、ドイツは19%

なので、課税事業者になると税負担も大きくなりますが、生き残っているのは「免税の放棄」をして課税事業者を選択した小規模事業者です。課税事業者を選択しない事業者は、ほとんどが淘汰されてしまいました。

税率を引き上げた日本政府は、本格的な厳しい消費税の仕組みに切り替え、免税事業者をなくし、課税を強化しようとしているのです。インボイス制度は、小規模事業者の命を奪う仕組みなのです。